平成２２年（フ）第６号
兵庫県宝塚市小林４丁目11番３―308号
債務者　石井　重臣
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷部信一
4　破産債権の届出期間　平成22年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午前10時35分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１４号
大分県津久見市大字保戸島1131番地の２
債務者　吉田スマ子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北園　勝蔵
4　破産債権の届出期間　平成22年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月27日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第９８６８号
大阪市住吉区苅田８―12―２―605、住民票上の住所大阪市住吉区杉本２丁目10番15号
シャトー杉本パートⅡ203号
債務者　中西　昌義
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山形　康郎
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４１９号
大阪市西区九条南２丁目10番18号202
債務者　大原　義雄
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大山　　徹
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５７号
京都府木津川市相楽台７丁目５番地８
債務者　佐野　公敏
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　剛司
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７７号
大阪市阿倍野区美章園２丁目２番９号　沢田ハウス205号
債務者　川村　　浩
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　剛司
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１号
岩手県一関市大東町中川字弓細工32番地
債務者　菅原美智子（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２号
岩手県一関市川崎町薄衣字泉台１番地
債務者　小野寺実香（旧姓麻生）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第３６６６号
名古屋市天白区原５丁目701番地　アビタマルフクⅡ―301号
債務者　渡邉　寿代
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７６号
広島県三次市吉舎町矢野地817番地１
債務者　紙山　初枝
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第２４１号
函館市石川町332番地３
債務者　福田　範男
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４６１号
函館市本町１番41号
債務者　佐藤たつ子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２４号
北海道亀田郡七飯町本町１丁目10番８号
債務者　若佐　啓子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２４２号
岐阜県大垣市平町679番地10
債務者　栗田　良夫
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２４３号
岐阜県大垣市平町679番地10
債務者　栗田　昌子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第６２８号
名古屋市中川区吉津５丁目1301番地　松下南荘２棟510号
債務者　重光弘美こと　趙　　弘美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３１３号
名古屋市熱田区六番２丁目12番25号　プレスイン六番南１Ｆ号
債務者　大﨑　　明（旧姓嶋田・佐藤）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部